

志賀町不妊治療費助成のご案内 (R4.4~)

町では不妊治療を受けている夫婦に対し、治療に要する費用の一部を助成します。

	一般不妊治療	生殖補助医療 (旧特定不妊治療)	先進医療
対象治療	タイミング療法、人工授精、薬物療法等	顕微授精、体外受精、男性不妊治療	保険診療となる生殖補助医療と併せて行われた先進医療
対象者	① 婚姻関係にある夫婦（※生殖補助医療は事実婚も可） ② 申請日の1年以上前から夫婦の両者又は一方が志賀町に住所を有している ③ 医療保険に加入している ④ 治療期間の初日において、妻の年齢が45歳未満である ⑤ 夫婦の属する世帯において町税等の滞納がない ※一般不妊治療：夫婦の前年所得の合計合算が730万円未満であること		① 婚姻関係にある夫婦（※事実婚も可） ② 申請日において夫婦の両者又は一方が志賀町に住所を有している。 ③ 医療保険に加入している。 ④ 夫婦の属する世帯において町税等の滞納がない
助成額	・不妊治療（保険診療及び保険外診療）にかかる自己負担額の2分の1以内 ・7万円/年を限度。	・不妊治療（保険診療及び保険外診療）にかかる自己負担額の7割以内 ・70万円/年を限度 ※一般不妊治療と生殖補助医療、先進医療をあわせて	1回の治療につき実施された先進医療に要した費用の7割以内で上限15万円まで
	※入院時の食事療養費、文書料や個室料などの不妊治療に直接関係のない費用、不妊治療を伴わない検査費用等はふくみません。 ※高額療養費、付加給付は除きます。		
申請期限	治療を受けた日から連続する2年以内	対象治療が終了した日の属する年度内	1回の治療終了日が属する年度内
※やむを得ない事情により期限内に申請できない場合は、3月中に子育て支援課までお知らせください。			
必要書類	・志賀町不妊治療費助成申請書兼請求書 ・公簿及び町税等納付状況調査に関する同意書 ・（一般・生殖補助医療（旧特定不妊治療））不妊治療医療機関受診証明書 ・領収書及び明細書 ・夫婦2人の健康保険証 ・振込先口座の確認できるもの		・（先進医療）不妊治療費助成申請書 ・公簿及び町税等納付状況調査に関する同意書 ・（先進医療）不妊治療医療機関受診証明書 ・領収書及び明細書 ・夫婦2人の健康保険証 ・振込先口座の確認できるもの

※町において、戸籍上の夫婦であることや所得が町の調査で確認できない場合、必要な書類を提出していただくことがあります。

【お問合せ先】 志賀町子育て支援課 ☎32-9122

